

「令和7年度中央区一般廃棄物処理実施計画」の策定について

☞ 「中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」第32条第1項の規定に基づき、区内の一般廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、適正処理を確保するため、令和7年度の「一般廃棄物処理実施計画」を策定した。

1 主な内容

(1) 一般廃棄物の発生量及び処理量見込み

ア ごみ 年間 92,012トン(日量：297トン)

＜内訳＞

(単位：トン)

種 別	発生量及び処理量（日量）		
	7年度計画	6年度計画	前年度比
燃やすごみ	32,302 (104)	32,441 (105)	0.4%減
燃やさないごみ	1,307 (4)	1,338 (4)	2.3%減
粗大ごみ	1,855 (6)	2,026 (6)	8.4%減
持込ごみ	56,548 (174)	53,776 (174)	5.2%増
合 計	92,012 (297)	89,581 (289)	2.7%増

※端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合があります。

イ 資源 年間 9,065トン(日量：29トン)

(単位：トン)

種 別	発生量及び処理量（日量）		
	7年度計画	6年度計画	前年度比
資 源	9,065 (29)	9,109 (29)	0.5%減

ウ し尿、浄化槽汚泥等 年間2,161トン（日量：7トン）

＜内訳＞

（単位：トン）

種 別	発生量及び処理量（日量）		
	7年度計画	6年度計画	前年度比
し尿（事業系）	186 (1)	156 (1)	19.2%増
浄化槽汚泥等	1,975 (6)	1,892 (6)	4.4%増
合 計	2,161 (7)	2,048 (7)	5.5%増

エ 動物死体 年間 143頭（日量：1頭）

（単位：頭）

種 別	発生量及び処理量（日量）		
	7年度計画	6年度計画	前年度比
動物死体	143 (1)	150 (1)	4.7%減

(2) 一般廃棄物の発生抑制のための方策に関する事項

- ア 環境に対する意識啓発の促進
- イ ごみ減量の促進
- ウ 環境に配慮した事業活動の促進
- エ 分別の徹底とリサイクルの普及・啓発
- オ 地域活動の活性化
- カ 事業者の適正排出・自己処理責任の促進

2 根拠法規

中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

3 実施計画

別紙のとおり

4 策定年月日

令和7年4月1日

令和7年度中央区一般廃棄物処理実施計画

「中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」（平成11年11月中央区条例第26号。以下「条例」という。）第32条第1項及び「中央区廃棄物の処理及び再利用に関する規則」（平成12年3月中央区規則第24号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、令和7年度の中央区一般廃棄物の処理に関する実施計画を次のとおり定める。

1 施行区域

中央区内全域

2 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) ゴミ	92,012 トン	(日量： 297 トン)
(2) 資源	9,065 トン	(日量： 29 トン)
(3) し尿、浄化槽汚泥等	2,161 トン	(日量： 7 トン)
(4) 動物死体	143 頭	(日量： 1 頭)

3 一般廃棄物の発生の抑制のための方策に関する事項

- (1) 環境に対する意識啓発の促進
「環境情報センター」で、地球温暖化や資源の枯渇等の環境問題を広く発信する。また、小学校・幼稚園等で行う清掃リサイクル学習や小学校高学年・低学年を対象に発行しているリサイクルハンドブック等を通じて、子どもの頃からの環境意識を啓発する。さらに、区民・事業者・区の協働で行う「エコまつり」や「クリーンデー」等により、広く環境に対する意識啓発に努める。
- (2) ごみ減量の促進
広報紙、ホームページ、冊子等を通じて、マイカップ・マイボトルの利用等による使い捨てプラスチック類の削減及び地域情報サイト「ジモティー」の利用による粗大ごみの削減を呼びかけるとともに、「フードドライブ」や「食べきり協力店」について、普及・啓発を推進することで、さらなる食品ロスの削減及び消費者・事業者の意識啓発を図る。
- (3) 環境に配慮した事業活動の促進
「中央区環境マネジメントシステム」を運用し、区自ら事務事業に伴う環境負荷の低減に取り組む。また、事業者に対してリユースやリサイクル可能な商品の製造や販売、商品包装の簡素化、食品廃棄物の削減・資源化等を働きかけ、環境に配慮した事業活動を促進する。
- (4) 分別の徹底とリサイクルの普及・啓発
分別に対する意識を高めるため、ホームページ等でイラストやデータを用いてわかりやすい普及・啓発を図るとともに、ごみ・資源の分別等の情報を得るためのチャットボットの利用を促進する。また「リサイクルハウスかざぐるま」での不用品交換等を通じ、リユース、リサイクル意識の普及促進を図る。
- (5) 地域活動の活性化
町会・自治会等地域の自主的なリサイクル活動である集団回収について、普及・啓発を促進するとともに、長年活動を続け、資源回収量において顕著な実績を残した団体を表彰する等、地域活動の活性化を図る。また、「リサイクルハウスかざぐるま」や「環境情報センター」を拠点として区民・事業者・団体等の交流と連携を促進する。
- (6) 事業者の適正排出・自己処理責任の促進
事業系ごみの発生抑制、適正排出、再利用についての指導助言を行うための立入検査を実施し、事業系ごみの減量を図る。また、小規模事業所に対しては、自己処理責任の原則に基づき、区収集から一般廃棄物処理業者収集への移行の促進や、共同で行う古紙回収システム「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」の周知に努める。

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

(1) ごみ

種別		発生量及び処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
区収集ごみ（※1）	燃やすごみ （資源物を除く。）	32,302トン （日量： 104トン） うち家庭ごみ 17,226トン	原則週 2 回、区が収集する。	自動車による。	中間処理した後、埋立処分する（施設の管理・運営は東京二十三区清掃一部事務組合又は東京都）。	- 燃やすごみ、燃やさないごみに分別し、集積所（中央清掃事務所に備え付けられた簿冊に明示された場所）へ、それぞれの収集日時（収集曜日は別表のとおり）に排出すること。 - 燃やすごみ及び燃やさないごみは、規則第21条の規定に定める基準に適合した容器等に収納して排出すること。
	燃やさないごみ （資源物を除く。）	1,307トン （日量： 4トン） うち家庭ごみ 716トン	原則週 1 回、区が収集する。		回収し資源化施設に搬入した後、再生利用が可能な資源として、処分する。	- 事業系の燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物を排出する場合は、条例第36条本文の規定により、有料ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 - 条例第37条第 1 項各号に規定する排出禁止物を排出してはならない。
	粗大ごみ （特定家庭用機器再商品化（家電リサイクル）法対象品及びパーソナルコンピュータを除く。）	1,855トン （日量： 6トン）	区が区民の申告に基づき週 1 回収集する。		収集量の一部及び家電製品の一部は資源化施設に搬入した後、再生利用が可能な資源として処分し、それ以外は中間処理した後、埋立処分をする（施設の管理・運営は東京二十三区清掃一部事務組合又は東京都）。	- 事前に粗大ごみ受付センターに申し込み、条例第35条本文の規定により、有料粗大ごみ処理券を添付して排出すること。 - 粗大ごみに含まれるポリクロリネイテッドビフェニル（PCB）は、除去すること。 - 事業者が粗大ごみを排出するときは、許可のある廃棄物処理業者へ収集運搬を依頼する。
持込ごみ（※2）	燃やすごみ	55,807トン （日量： 180トン）	事業者が自らの責任で行う。		事業者が自らの責任で処分するもののほかは、中間処理した後、埋立処分又は、直接、埋立処分をする（施設の管理・運営は東京二十三区清掃一部事務組合又は東京都）。	- 事業者が自ら処理するときは、再利用に努め、減量化を図るなど適正に処理しなければならない。 - 事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、東京二十三区清掃一部事務組合又は東京都の管理する施設に搬入する場合は、区及び東京二十三区清掃一部事務組合又は東京都の指示に従い適正に処理しなければならない。 - 条例第37条第 1 項各号に規定する排出禁止物を排出してはならない。
	燃やさないごみ	741トン （日量： 2トン）				

※1 区収集ごみとは、家庭廃棄物及び条例第33条第 2 項の規定により区が収集を行う事業系一般廃棄物（一事業者当たりの平均排出日量が50キログラム未満のもの）をいう。

※2 持込ごみとは、事業者が自らの責任において収集及び運搬し、東京二十三区清掃一部事務組合又は東京都が管理・運営する施設に持ち込む事業系一般廃棄物をいう。

種別		収集運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
法に基づき製造業者等に再資源化が義務付けられている一般廃棄物	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品	区民自らが製造業者等が指定した場所に引き渡すほか、区民の依頼により小売業者又は廃棄物の収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく処理ルートにより資源化する。	・買い替え又は購入した販売店に申し込むか家電リサイクル受付センターに申し込み、引き渡す。 ・収集運搬料金及びリサイクル料金を負担する。
	パーソナルコンピュータ	製造業者等の事業計画に基づき広域的に適正に収集運搬するものであって環境大臣の指定を受けたもの及び区長の指定を受けた一般廃棄物再生輸送業者が行う。	製造業者等の事業計画に基づき適正に処分するものであって環境大臣の指定を受けたもの及び区長の指定を受けた一般廃棄物再生活用業者が再資源化する。	・排出者は、製造業者等又は一般社団法人パソコン3R推進協会に申し込み、指示に従って回収・リサイクル料金を負担し、引き渡す。 ・認定事業者に申し込み、指示に従う。
引越荷物運送業者が、家庭から委任を受けて、引越荷物運送業者が管理する倉庫に運搬した転居廃棄物		家庭から委任を受けた引越荷物運送業者が委託した一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集し、処理施設に運搬する。		・転居者は、引越荷物運送業者に処理を依頼する場合は、処理に関して必要事項を記入した委任状を引越荷物運送業者に渡す。
一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（※3）		一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて区が収集する。		・区が収集する場合は、燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物とに分別し、条例第36条本文の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。

※3 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条の規定に掲げる廃プラスチック類（原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。）、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く。）、ガラスくず及び陶磁器くず等で、一事業者当たりの平均排出日量が50キログラム未満の事業者から排出されるものをいう。

(2) 資源

種別			発生量及び処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
区収集ごみ（※1）	資源物（再利用を目的として分別して収集するものをいう。）	びん、缶、紙類、ペットボトル、金属製のなべ・やかん・フライパン、プラスチック製容器包装、スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベ	9,065トン （日量： 29トン） うち家庭ごみ 5,143トン	集積所に排出された資源を原則週1回、区が回収する。	自動車による。	回収し資源化施設に搬入した後、再生利用が可能な資源として、処分する。	- 資源物は種別ごとに分別し、集積所（中央清掃事務所の備え付けられた簿冊に明示された場所）へ、収集日時（収集日は別表のとおり）に排出すること。 - 資源物のうち袋を使用するものは、規則第21条第2項の基準に適合した袋により排出すること。紙類は新聞紙、雑誌及び段ボールに分けてひも等で束ねて排出する。びん、缶及び金属製のなべ・やかん・フライパンは洗浄し、専用の回収コンテナに直接入れる。ペットボトルはキャップ・ラベルを取り除き、洗浄及び簡易な圧縮をし、袋に入れて排出すること。プラスチック製容器包装は、洗浄後、袋に入れて排出すること。また、スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベは使い切って袋に入れて排出すること。ただし、事業系の資源は紙類を除き、規則第21条第2項の基準に適合した袋により、分別して排出すること。 - 条例第37条第1項各号に規定する排出禁止物を排出してはならない。
		家庭から排出される飲料用紙パック、食品用発泡スチロールトレイ、電池類、廃食用油、布類、蛍光管（丸管・直管・電球型蛍光灯）、小型家電（専用回収箱の投入口（縦15cm×横26cm以下）に投入できるものに限る）、体温計・血圧計・温度計（水銀式のもの）		区が拠点を設け、資源回収箱等により回収する。			- 廃食用油は凝固剤で固めないこと。 - 布類は、排出前に洗濯し、衣類についてはボタンがついたままの状態にすること。 - 飲料用紙パックは、広げて洗浄し乾燥させること。 - 食品用発泡スチロールトレイは、洗浄し乾燥させること。 - 電池類は、筒型のマンガン・アルカリ乾電池、充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池）のみ回収する。それ以外のは回収協力店や購入店に持っていくこと。 - 蛍光管・水銀体温計等は、ケースに入れるか新聞紙などに包むこと。 - 小型家電のうち、情報機器については個人情報及びデータを必ず消去すること。
		粗大系小型家電（電子レンジ、DVDプレーヤー）		粗大ごみからピックアップ回収する。			粗大ごみとして回収した後、区の中継所にてピックアップしている。

(3) し尿、浄化槽汚泥

種別	発生量及び処理量	収集運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥（専ら居住用の建築物から排出されたものを除く。）	186 トン (日量：1トン)	原則として一般廃棄物収集運搬業（汚泥）の許可を受けた者が収集する。	一般廃棄物処分業（汚泥）の許可を受けた者が処分する。	- 便槽内やビルピット貯留槽内に布きれや水溶性の紙以外の紙類、その他金属やプラスチック等の異物が混入しないようにすること。 - くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥（専ら居住用の建築物から排出されたものに限る。）	1,975 トン (日量：6トン)		東京二十三区清掃一部事務組合が管理・運営する品川作業所において処分する。	

(4) 動物死体

種別	発生量及び処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
動物死体	143頭 (日量：1頭)	区民又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、申告により区が収集する。	区民又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	区民又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、火葬により処分する。	区に収集を依頼する場合は、規則第24条の規定に定める動物死体届出書により、区長へ申告すること。

5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

中間処理施設の管理・運営は東京二十三区清掃一部事務組合が行う。

6 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の許可に関しては、「一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」に定める。

別表 資源物・ごみの収集曜日
京橋地域

町名	丁目	プラマーク	資源	燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ
八重洲	2丁目	火	火	月～土	金	火
京橋	全域	火	火	月～土	金	火
銀座	1～2丁目	木	木	月～土	月	木
	3～4丁目	水	水	月～土	土	木
	5～6丁目	土	土	月～土	水	木
	7～8丁目	月	月	月～土	木	木
新富	全域	水	火	月・木	金	土
入船	全域	火	月	水・土	木	月
湊	全域	火	月	水・土	木	月
明石町	全域	火	月	水・土	木	土
築地	全域	水	火	月・木	金	水
浜離宮庭園		火	月	水・土	木	水
八丁堀	1丁目	火	月	水・土	木	土
	2～4丁目	月	土	火・金	水	土
新川	全域	月	土	火・金	水	水

日本橋地域

町名	丁目	プラマーク	資源	燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ
日本橋本石町	全域	土	金	月・木	火	金
日本橋室町	全域	土	金	月・木	火	金
日本橋本町	1丁目1～5番	土	金	月・木	火	金
	1丁目6～9番	水	火	月・木	金	金
	1丁目10番	金	木	水・土	月	金
	2丁目1～5番	土	金	月・木	火	金
	2丁目6～8番	水	火	月・木	金	金
	3丁目1～5番	土	金	月・木	火	金
	3丁目6～11番	水	火	月・木	金	金
	4丁目	土	金	月・木	火	金
日本橋小舟町	全域	水	火	月・木	金	金
日本橋小伝馬町	1～2番、7～21番	水	火	月・木	金	金
	3～6番	土	金	月・木	火	金
日本橋大伝馬町	全域	水	火	月・木	金	金
日本橋堀留町	全域	水	火	月・木	金	金
日本橋富沢町	全域	水	火	月・木	金	金
日本橋人形町	1丁目	金	木	水・土	月	火
	2丁目1～14番	木	木	月火水金土	月	火
	2丁目15～37番	金	木	水・土	月	火
	3丁目	水	火	月・木	金	火
日本橋小網町	全域	金	木	水・土	月	火
日本橋蛸殻町	1丁目	金	木	水・土	月	火
	2丁目	火	月	水・土	木	火
日本橋箱崎町	全域	火	月	水・土	木	火
日本橋馬喰町	全域	月	土	火・金	水	金
日本橋横山町	全域	月	土	火・金	水	金
東日本橋	全域	月	土	火・金	水	金
日本橋久松町	全域	月	土	火・金	水	金
日本橋浜町	1丁目	月	土	火・金	水	金
	2丁目	木	水	火・金	土	金
	3丁目	金	木	水・土	月	火
日本橋中洲	全域	金	木	水・土	月	火
八重洲	1丁目	金	金	月～土	火	火
日本橋	全域	金	金	月～土	火	火
日本橋茅場町	全域	火	月	水・土	木	火
日本橋兜町	全域	火	月	水・土	木	火

月島地域

町名	丁目	プラマーク	資源	燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ
佃	全域	金	木	水・土	月	月
月島	全域	木	水	火・金	土	土
勝どき	全域	土	金	月・木	火	木
豊海町	全域	土	金	月・木	火	木
晴海	全域	金	木	水・土	月	水

※ 一部大規模集合住宅については、上記の収集曜日一覧と異なる場合があります。